



写真の説明

東由利黒瀨地区にある律沢集落は、県道34号線沿いで羽後町との境の近くに位置しています。集落内の農地は平成9年から行われた県営ほ場整備事業により、23畝の団地となっており、今年度は水稲が9畝、転作として牧草が13畝に播種されています。

律沢集落では中山間地域等直接支払事業の集落協定が結ばれており、協定の事業として、東由利地域にあるみどり保育園の農業体験を毎年受け入れています。今年は6月14日に牧草収穫の見学会が行われ、園児25人が参加しました。当日は近くの八塩山がはっきりと見えるほど天候に恵まれ、園児らは農家が農業用機械で作業する様子をじっと見つめ、収穫した牧草がラッピングに「変身」すると大きな歓声をあげ、「あれに乗りたい」等とはしゃぐ園児もいました。一通り見学を終えると、ラッピングした牧草を転がしたり、よじ登ったりして体験の時間を満喫していました。

今回は見学のみでしたが、今後は園児がラッピングに絵を描く「ラッピングアート」なども予定されているそうです。



生涯現役

西目地域 三浦重男 重子 夫妻

今回は、風力発電の風車が目の前にある西目地区田高町内で、マイペースに、そして元気はつらつとお過ごしの方の三浦重男さん(80歳)、英子さん(81歳)のご夫婦を紹介いたします。平成20年に「農事組合法人田高」との間で水田の賃貸借契約を取り交わし、水田作業の播種、田植え、稲刈り作業は法人が行っています。耕起、代掻き及び草刈は三浦さんが法人から作業を委託されており、トラクターを運転して耕したり、草刈機を使って除草したりと、今でも元気に作業を行っています。

また15年ほど前からご夫婦で冬秋ネギ(夏鈴4号)の栽培にも取り組んでいます。年齢のこともあり体力的にきつくなったので、昨年よりも面積は減らしましたが、今年も7畝栽培しています。お二人は大変意欲的で、アピオスやしいたけ等の生産にも取り組んでいたそうです。若い頃は冬期間の山の刈りや伐作業が身体に重い負担で、とても苦労したそうです。米の多収穫期の頃にあった表彰等は、農作業の励みとなり、非常に面白かったとのことでした。重男さんは40歳代の頃に、地元の農協理事を3期務めた



こともあり、農業に対する熱意は、80歳となった今でも農作業をしている姿から伺うことができます。冬期間以外は毎朝4時半に起床し、水田の水管理や畑の草取り等を行っています。

一日の楽しみは、明日の作業の工程を考えながら、そして今日も元気に働けたということに感謝しながら晩酌をすることだそうです。

ご夫婦がお互いに元気に農業を続けられるのは、家族の協力のおかげと、作った野菜を「おいしい」と食べてもらうことが元気の源になるとお話しになりました。

これからも身体が動けるうちは働くというご夫婦、楽しみながら、健康に農業を続けてほしいと思います。

(三浦 善信委員)

ちよつと一息



7月7日(日)、山野管理組合「新所会」の下刈作業に参加した。少し前まではこの地域にもあった共同作業の「いっぶく」の光景である(写真左)。集落のリーダーらしき人たちが中心にいる。若者も何人かいたが写真に写るところまでは入ってこれなかったらしい。女性たちは奥の方にまとまっている。誰が指示したわけではないが、集落で座る位置がここに

も現れている。下刈作業は重労働であるが、小休止の時は和やかな笑顔が見える。話題も豊富でTPPなど国際的なものから、年金、機械、除草剤、姑のグチ、孫、選挙、義平福、慰労会はピン・カナマかなどきりが無い。

林業は一生に一度山を売ったお金を見られればよいと言われるが、そうした環境であっても、集落の人々が一同に集まり汗を流した後の表情は、地域を「担う」者の自信に満ちあふれていた。

(相庭 安一委員)

農業委員会

庁	TEL24-6258
農政班	TEL24-6259
農地班	TEL24-6260
	FAX24-6396
矢島庶務班	TEL55-4957
岩城庶務班	TEL73-2014
由利庶務班	TEL53-2114
大内庶務班	TEL65-2804
東由利庶務班	TEL69-2116
西目庶務班	TEL33-4614
鳥海庶務班	TEL57-2205

広報委員

相庭 安一・佐藤 俊和・佐藤 喜勝
伊藤 一正・小野 眞一・三浦 善信
大場 弥吉・三浦 恵子・石田 安子
伊藤 文円



私は嫁ぐと同時に農業を始め、今年で約40年になります。当初は何もわかりませんでした。義父母や夫から教えてもらいながらやってきました。

当時は、大内の特産として名を馳せたサヤエンドウの作付けが盛んに行われていた頃であり、集落内のほとんどの農家が取り組んでいました。一箱2_キ入りで1万円



大内地域 菊地良子さん

**頑張る
アマリウーマン**

以上を値をつけることが度々あったことから、良い意味での競争意識が生まれ、良品質かつ多収穫であることを目標に栽培に取り組みました。選別作業は夜中までかかり、それが毎日のように続いていることが懐かしく思い出されました。

その後、農協からの勧めもあり、パイプハウスを使った施設型作物としてミニトマト栽培に取り組むことにしましたが、いきなり300坪の栽培から始めることになり、不安が大きい中でスタート。その後も試行錯誤の連続でしたが、農協や普及所の指導を受けてどうにか軌道に乗せることができました。

我が家の経営面積は、当初2・5畝ほどでしたが、農地の購入や利用権設定等により一時は19畝ほどになり、現在は15畝となっています。この経営面積は、夫が目標としていた大瀧村並みの規模ですが、山間地にあつては管理する上



集落営農・農業生産法人の展望

由利地域 (株)ファーム鷺 代表取締役 木村賢一さん

(株)ファーム鷺は、平成18年に設立した農業生産法人です。「自分たちが作った農産物を自分たちで売れる農業を」、「自分たちが作った農産物の経費・利益を即答できる農業経営を」、「自分たちの若い後継者が農業で飯が食える基盤作りを」という3つの目標を掲げています。

水稲一辺倒の経営から複合経営へとシフトし、水稲・大豆・菌床シイタケ・施設作物型に切り組み、経営の安定化と雇用の場の確保に努めています。特に菌床シイタケは施設の更新と規模を拡大した結果、冬期のみ栽培から年間3万4千ブロックの周年栽培に移行しています。需要と単価を考慮すると冬期のみ絞って栽培した方が良いのですが、「年中切れずに出荷できること」が販売先の信頼につながることから規模拡大に踏み切りました。

空調上面栽培方式で栽培されたシイタケは色白で肉厚、購入者からの評判も良く、選別パック所にはシイタケを求めるお客さんが毎日のように訪れています。購入した人からの「一度食べたなら、このシイタケじゃないとダメ」という言葉が何よりの励みとなっています。



(佐藤 俊和委員)

水稲部門では、主食用水稲と加工・備蓄米とを合わせ38畝の水田に作付けをしています。消費者の要望に応え、かつ販売先の多角化を図るため、あきたこまちやひとめぼれ、ササニシキなど全部で6品種を栽培しています。また、特色ある米作りにも力を入れており、約2畝の水田で、減農薬や米ぬか堆肥を取り入れた「こだわり米」作りを行っています。

今後は、施設野菜の周年栽培・出荷が目標です。とかく水稲部門が重視されがちですが、野菜部門が二の次では、いつまでも新しい農業経営や取り組みは行われません。この施設野菜の周年化に成功することで、会社がまた一つ成長できると考えています。

**農業に
チャレンジ**

岩城地域 今野英幸さん



私は県立農業短大卒業後、県農業試験場で2年間研修を積み、その後家庭の建設業の傍ら、主に水稲栽培に取り組んでいる毎日です。

当町内は集落営農組合が組織されておらず、両親や臨時雇用職員を含め5人で農作業をしています。耕作面積も年々拡大しており、今年の春には16・8畝になりました。この内4畝が直播栽培です(カルパーコーティングによる直播栽培を行っています)。栽培を始めてから今年で7年目となりますが、昨年あたりから栽培、除草対策も軌道に乗り、作業の省力化に寄与しています。今後も経営面積の増加とともに直播栽培を増やしていきたいと思っています。

その年の気象条件、肥培管理によって作柄が大きく左右されるので、毎年が農業一年生のような気構えで取り組んでいます。農業は、計画通り作業が進み、それなりの結果が得られれば、とてもやりがいを実感できる職業だと感じています。

まだ両親から教えられることは多々ありますが、この先規模拡大



(佐藤 喜勝委員)

毎日多忙な英幸さん、取材した日も消防訓練大会の練習があり、その合間をぬってお話を伺いました。両親、妻、子供2人と6人家族で大変幸せそうでした。これからも健康に気をつけて頑張ってくださいと思います。

ご協力ありがとうございました。

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 金曜日発行
月600円、年7,200円 (消費税込)

購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

発行所 全国農業会議所
〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル
電話 03-6910-1130
ホームページ http://www.nca.or.jp/shinbun

で非常に広い面積です。

夫は水稲、私は主に畑作と分担していましたが、義父が亡くなったからは水管理や畦畔等の草刈を担うところが大きくなったので、ミニトマトの作付けを減らして、アスパラガスを取り入れました。

最近では集落の方にも春作業を手伝ってもらいますが、農作業の合間の会話に、小さいながらも農業の夢や醍醐味を見出すことがあります。私にはもう一つ大きな仕事があります。それは「青色申告(複式簿記)」です。経営面積が徐々に増えていく中でどっぷり勘定では駄目だと思い、夫の理解を得て、青色申告の講習会に参加し、納得するまで(うるさいと思われるまで)質問しました。その甲斐あって、今では経営の無理、無駄を省き、節税に努めることが可能になってきました。

農閑期である冬場に青色申告を活かした経営の分析を行い、いかに春からの綿密な作業計画を立てるかが重要と考えています。

農作業の上で大切なのは身体のケアとリフレッシュを図ること。思い、それを気遣いながら、日々農作業に頑張っています。

(伊藤 文円委員)

編集後記

「農業委員会だより」は、広報委員が役割を分担し、各地域で取材をして記事を集め、担当委員が責任をもって仕上げられています。今回も素晴らしい記事ができました。是非、ご覧いただきませうようお願いを申し上げます。ともに、併せて皆様からの情報をお寄せいただければ幸いです。

(佐藤 俊和委員)

農地利用状況調査を実施

農業委員会では、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止等を目的とし、農地の利用状況について毎年調査を実施しています。今年7月22日から31日までを調査期間とし、各地域で農地の利用状況等について調査を行いました。



ともに、遊休農地の発生防止・解消対策、違反転用発生防止対策について取り組んで参ります。また、今回の調査で遊休農地と判断された農地については、10月にフォローアップ調査を実施する予定です。

遊休農地や違反転用等の発生を未然に防ぐためにも、地域からの情報を受け付けていますので、各地域の農業委員にご連絡ください。



農地に関するQ&A

Q1 農地の相続税、贈与税の納税猶予を受けていますが、農地を売却することはできますか？

A1 農地の贈与等による相続税、贈与税の納税猶予を受けていて、次に該当する場合には猶予されていた贈与税、相続税の全部または一部と利子税を納税することになります。

【納税猶予が打ち切りとなる場合】

- ① 農業経営を廃止した場合
- ② 納税猶予の適用農地等の売渡し、貸付け、転用または耕作の放棄（低利用農地、非農地含む）があった場合

よって、設問の場合は贈与税等を納税することになりますので、ご注意ください。

ただし、猶予が打ち切りにならない場合もあります。

【納税猶予が打ち切りにならない場合】

- ① 納税猶予の適用を受けてから10年（貸付け時に65歳未満である場合は20年）を経過している後

継者が、農業経営基盤強化促進法に基づく貸付けを行った場合

② 後継者が重度の障害状態になるなどやむを得ない事情により営農が困難となったために農地を他者に貸付けた場合

詳しくは農業委員会事務局、本庄税務署でご相談ください。

Q2 農地を相続しましたが、どのような手続きが必要ですか？

A2 相続などで農地の所有権を取得したときには、権利取得を知った日から概ね10カ月以内に、農地のある市町村の農業委員会に届け出てください。



老後の備えは万全ですか？ 農業者年金

Q1 農業者年金のメリットについて教えてください。

A1 給付される年金等は自らが積み立てたものであるため、加入者や受給者の比率に左右されない年金制度になっています。

保険料の金額は月2万円から6万7千円まで自由に選択でき、農業者老齢年金の場合は保険料納付済期間が短期間であっても、それに応じた年金額を受給することができます。そのため、農業者の生涯設計に柔軟に対応することが可能です。

また認定農業者等、一定の要件を満たす担い手農家に対しては保険料

に対する国の補助制度があります。

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になり、受け取る年金は公的年金の控除対象になりますので、税制面でも利点があります。

Q2 農業者年金に加入したいのですが、誰でも加入できますか？

- A2** 次の要件のすべてを満たす方が加入できます。
- ① 国民年金1号被保険者
 - ② 国民年金保険料の免除を受けていない方
 - ③ 60歳未満で、年間60日以上農業

に従事している方

農業法人の構成員であっても、①から③の要件を満たす方であれば加入できます。

Q3 農業者年金の加入手続きについて教えてください。

A3 農業者年金は任意加入となっているため、加入を希望される農家の方は、農業協同組合、農業委員会を通じて、基金に申し込んでください。

まずはお近くの農協窓口にて手続きを行ってください。また、農業者年金に加入した方



不作付地の解消に補助

市では今年度から27年度まで、重機等を使用して不作付地を耕作に適した農地に再生する農家に対して、費用の一部を助成します。

業者等に委託して施工する場合は、事業費の1/2を上限とし、最大で10㍻当たり5万円を助成。耕作者が自ら施工する場合は10㍻

あたり1万円の補助となります。対象者は本市に住所のある方で経営所得安定対策に加入していることが条件となります。また、再生後の農地では、事業を実施した年度もしくは翌年度から、3年間継続して作物を作付けする必要があります。

農業委員就任のご紹介



佐藤實委員

事業の詳しい内容、申込み等は下記までお問い合わせください。

農業振興課 ☎24-6353
または各総合支所産業課

秋田しんせい農業協同組合からの推薦による選任委員の井島昇氏が退任されて、6月28日付で新しく佐藤實氏（矢島地域）が就任されました。

よろしくお願ひします。